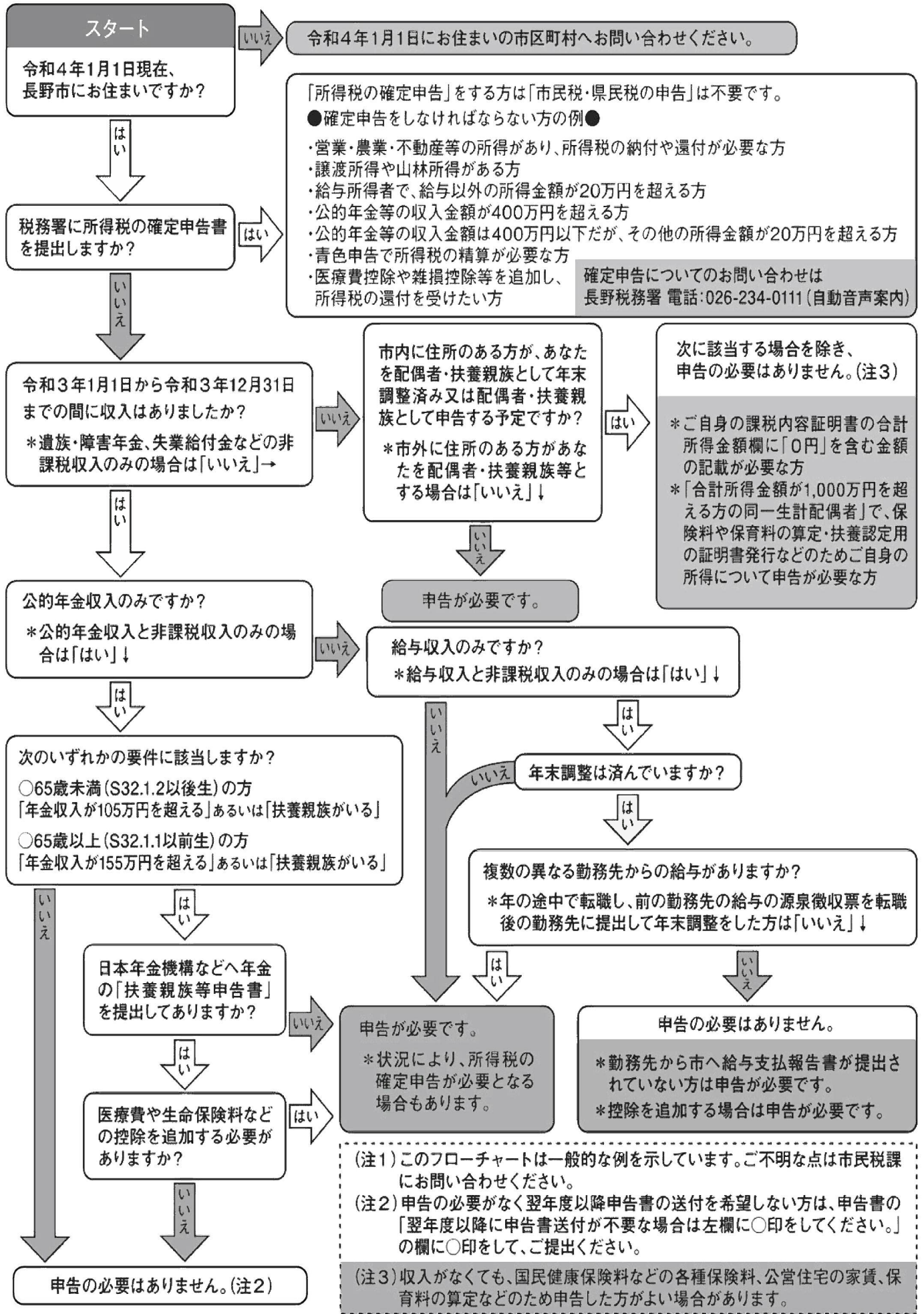


# 令和4年度分(令和3年分所得)市民税・県民税申告書の書きかた

あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？ 以下によりご確認ください。



「所得税の確定申告」をする方は「市民税・県民税の申告」は不要です。  
**●確定申告をしなければならない方の例●**  
 ・営業・農業・不動産等の所得があり、所得税の納付や還付が必要な方  
 ・譲渡所得や山林所得がある方  
 ・給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方  
 ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方  
 ・公的年金等の収入金額は400万円以下だが、その他の所得金額が20万円を超える方  
 ・青色申告で所得税の精算が必要な方  
 ・医療費控除や雑損控除等を追加し、所得税の還付を受けたい方

確定申告についてのお問い合わせは  
 長野税務署 電話:026-234-0111 (自動音声案内)

次に該当する場合は除き、申告の必要はありません。(注3)

\*ご自身の課税内容証明書の合計所得金額欄に「0円」を含む金額の記載が必要な方  
 \*「合計所得金額が1,000万円を超える方の同一生計配偶者」で、保険料や保育料の算定・扶養認定用の証明書発行などのためご自身の所得について申告が必要な方

(注1) このフローチャートは一般的な例を示しています。ご不明な点は市民税課にお問い合わせください。  
 (注2) 申告の必要がなく翌年度以降申告書の送付を希望しない方は、申告書の「翌年度以降に申告書送付が不要な場合は左欄に○印をしてください。」の欄に○印をして、ご提出ください。  
 (注3) 収入がなくても、国民健康保険料などの各種保険料、公営住宅の家賃、保育料の算定などのため申告した方がよい場合があります。